

# 「岩手県結核予防計画」改定の主なポイント

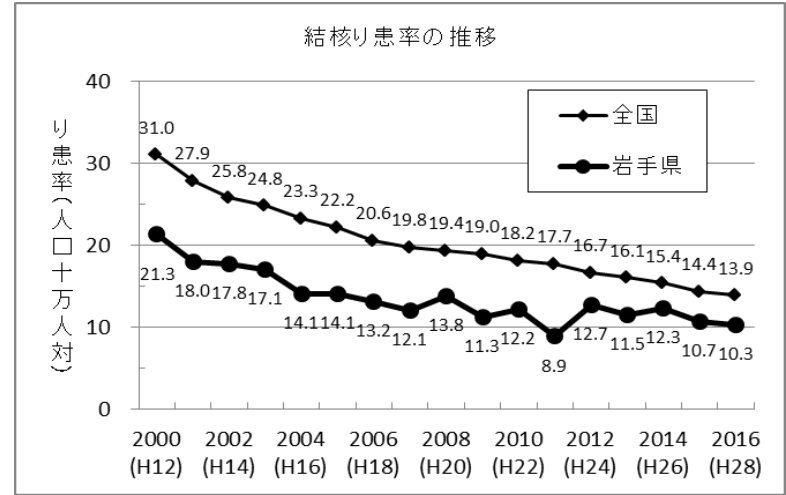
※平成30年3月改定

## 計画改定について

○「結核に関する特定感染症予防指針」が平成28年11月に改定され、本計画についても概ね5年後ごとに見直しをすることとしていたことから、現状及び県感染症対策委員会での議論等を踏まえ改定。

## 現況

○結核り患率は全国の罹患率を下回っている状況が続いているが、近年は減少が鈍化し、集団感染事例も発生している。  
○全国でも、結核患者数は減少傾向にあり、「低まん延国」も、視野に入ってきたが、WHOでは根絶を目指した対策を進めるよう求めている。



## 予防指針の改正を踏まえ、従来行ってきた取組を継続、強化

### 患者中心のDOTSの推進

#### 【国】

○保健所を拠点とし、地域の実情に応じて、地域の医療機関等との連携の下に患者中心の支援を実施するため、保健所は積極的に調整を行うこと。  
○潜在性結核感染症の者に対して確実に治療を行っていくこと。

#### 【県】

○多職種が連携した地域DOTSの推進。  
○潜在性結核感染症の者を含めた確実な治療と患者支援の推進。

### 病原体サーベイランスの推進

#### 【国】

○結核菌が分離された全ての結核患者について、その検体又は病原体を確保し、結核菌を収集するよう努め、その検査結果を法第15条の規定に基づく積極的疫学調査に活用するほか、発生動向の把握及び分析並びに対策の評価に用いるよう努めるものとする。

#### 【県】

○結核菌が分離された全ての結核患者の菌株の確保に努め、分子疫学手法を用いた分析、評価を推進。

### 地域医療連携体制整備の推進

#### 【国】

○中核的な病院及び基幹病院並びに結核病床を有する一般の医療機関が連携し、結核患者が身近な地域において個別の病態に応じた治療を受けられる地域医療連携体制を整備することが重要。

#### 【県】

○県は、一般の医療機関における結核患者への適切な医療の提供が確保されるよう、地域医療連携体制を構築し、医療関係団体、介護・福祉分野等と緊密な連携を図る。

目標 平成35年(2023年)までに罹患率8.0以下、全結核患者に対するDOTS実施率95%以上 等